函　福　高

平成２９年５月２日

　介護保険事業所　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　函館市保健福祉部高齢福祉課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　課長　佐藤　進二

新しい総合事業における日割り請求の考え方について

時下，ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本市の介護保険事業の運営にあたり，格別のご協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

　さて，先週４月２８日（金）に，『月額包括報酬の日割り請求の考え方について』およびその補足の通知において，日割りの請求の起算日は，訪問型・通所型サービス提供事業所と利用者との契約日となる旨，当課からご連絡したところですが，複数の事業所様から，下記のようなご質問・ご意見をいただいたところです。

　・　契約書で定める契約期間の開始日と，契約に同意した日付が必ずしも一致しない。

　・　サービス利用開始日が同一の方が複数いた場合，事業所との契約内容によって，その月の

利用料が変わってくることとなり，公平性に疑義が生じる。

　このようなことから，当課と指導監査課とで協議し，本市においては，日割り起算日を『１回目のサービス提供日』とします。また，今後，契約を締結する際には，契約期間開始日を１回目のサービス提供日としてくださいますよう，お願い申し上げます。

　なお，日割り請求が適用となるのは，本年４月１日以降に，新規で訪問型・通所型サービスを利用する方（生活管理指導員派遣サービス・生きがい活動支援通所サービスの利用者を含む）です。よって，介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用していた方が，更新手続きにより要支援者または事業対象者となり，引き続き国基準訪問型サービス・国基準通所型サービスを利用する場合は，日割り請求は適用されないことを申し添えます。

記

【　訪問型・通所型サービス提供事業所と利用者との契約書中（例）　】

　・第○条　この契約の期間は，以下のとおりとします。

　　　　　　平成２９年５月１０日　～　平成３１年５月３１日

－　中　略　－

　　以上のとおり，契約を締結します。上記契約を証明するため，本書２通を作成し，

利用者および事業者の双方が記名・押印のうえ，それぞれ１部ずつ保有します。

　　平成２９年５月１０日

　　私は，この契約内容に同意し，サービスの利用を申込みます。

**１回目のサービス提供日とする**

**１回目のサービス提供日とする**

 　　　高齢福祉課介護予防・認知症担当　相澤・田畑

TEL：21-3067　FAX：26-5936